

「JA教育ローン」商品概要説明書

(平成23年10月3日現在)

商品名	JA教育ローン										
お使いみち	<p>就学されるご子弟の教育に関する次の資金が対象です。</p> <p>受験のための費用(交通費、宿泊費、出願料、受験料)</p> <p>学校納付金(入学金、施設・設備費、寄付金、学校債、授業料、実習・実験費)</p> <p>教科書代等の学校教材費</p> <p>留学旅費</p> <p>引越・電化製品購入費用(原則として入学時に限定)</p> <p>敷金・礼金(原則として入学時に限定)および家賃</p> <p>通学費</p> <p>下宿就学子弟の生活仕送り金(月額5万円が上限)</p> <p>卒業論文作成の研究・調査費</p>										
ご利用いただける方	<p>JA地区内に居住またはお勤めの方で、JAの組合員の方。</p> <p>現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。</p> <p>お借入時の満年齢が20歳以上であり、最終償還時の満年齢が71歳未満の方。</p> <p>前年税込年収が150万円以上ある方。</p> <p>自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年税引前所得」とします。</p> <p>勤続(または営業)年数が1年以上の方。</p> <p>・給与所得者および年金受給者の方はこの限りではありません。</p> <p>教育施設(国民生活金融公庫「国の教育ローン」の対象校に準じます。ただし、外国の教育施設の場合は、JAから振込可能な場合に限定した取扱いとします。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。</p> <p>自己住宅(ご家族名義を含む)または借家等生活の本拠が定まっており、原則として、JA地区内に1年以上居住している方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること)。</p> <p>当JAが指定する保証機関(愛媛県農業信用基金協会)の保証が受けられる方。</p> <p>その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>										
お借入れ額	<p>500万円以内(1万円単位)</p> <p>・ただし、所要金額の範囲内とします。</p>										
お借入れ期間	<p>原則として据置期間を含め最長13年6ヶ月(在学期間+7年6ヶ月)以内(1ヶ月単位)とします。なお、JA住宅ローンをご利用いただいている方は、最長15年(在学期間+9年)以内(1ヶ月単位)とします。</p> <p>・ただし、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の6ヶ月後までの範囲内とします。</p>										
お借入れ利率	<p>次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>当初のお借入れ利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>金利は、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。</p>										
ご返済方法	<p>元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)または元金均等返済(毎月の返済元金額が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する)のいずれかをご選択いただけます。</p>										
担保	不要です。										
保証人	当JAが指定する保証機関(愛媛県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。										
保証料	<p>ご融資時に一括して保証料(保証料率:年0.6%)をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入れ額100万円あたりの一括支払保証料例(概算金額)】</p> <p>・金利年3%、元利均等返済の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入れ期間</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>10,000</td> <td>16,000</td> <td>32,000</td> <td>49,000</td> </tr> </tbody> </table>	お借入れ期間	3年	5年	10年	15年	保証料(円)	10,000	16,000	32,000	49,000
お借入れ期間	3年	5年	10年	15年							
保証料(円)	10,000	16,000	32,000	49,000							
手数料	不要です。										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または信用部(電話:089-943-8731)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所(電話:089-948-5656)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)</p>										
その他	<p>お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>現在のお借入れ利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。</p>										



JAバンクえひめ